

群馬県民会館友の会規約

(趣旨)

第1条 この会は、群馬県民会館友の会（以下「友の会」という。）という。

2 友の会は、群馬県民会館（ベイシア文化ホール）において開催される公演等の鑑賞を通して、芸術・文化の発展に寄与するための組織とする。

(運営)

第2条 公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）が運営し、その経費を負担する。

(会員)

第3条 友の会会員（以下「会員」という。）は、この会の趣旨に賛同し、事業団理事長（以下「理事長」という。）が入会を認めた者とする。

2 事業団は、会員に友の会会員証（以下「会員証」という。）を発行し、会員名簿に記載する。

3 会員期間は、入会した日から指定管理期間終了日までとする。

4 会員が退会するときは、入会時に発行した会員証を事業団に返却することとし、事業団は、会員名簿から削除する。

(会員の特典)

第4条 会員には次の特典がある。

(1) 理事長が指定した催し物が割引料金で鑑賞できる。

(2) 理事長が指定した催し物のチケットが先行予約できる。

(3) 催し物案内及び主催・協賛事業の案内などをインターネットメールで受けることができる。

(4) 会員が希望する場合は、郵送料相当額(以下「郵送会費」という。)を負担することで、前号に掲げる案内等を年6回程度郵送で受けることができる。

(会員の広報活動への協力)

第5条 会員は、別に申し出ることにより第1条第2項に掲げる公演等の広報に協力できるものとする。

2 前項の協力は、無償で行うものとし、前項の規定により申し出た会員は、「群馬県民会館友の会広報ボランティア」と称する。

3 群馬県民会館友の会広報ボランティアに係る詳細は、理事長が別に定める。

(会費)

第6条 友の会の会費は、次のとおりとする。

(1) 入会費は、500円とする。

(2) 年会費は、無料とする。

(3) 第4条4号の規定により郵送を希望する会員は、郵送会費として年額600円を、10月以降の申込みにあつては300円を事業団が定める方法により支払うものとする。

(4) 支払いのあった入会費及び郵送会費は、事業団の収入として理由の如何を問わず返還しない。

(5) 会費は、いずれも消費税を含む額とする。

(会員証の紛失・盗難)

第7条 会員は、その会員証を紛失し、又は盗難にあったときは、直ちに事業団へ連絡するものとする。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、届け出た内容に変更が生じた場合には、直ちに事業団へ変更事項を届け出るものとする。

2 前項による届け出がないために事業団からの通知、送付書類等が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなす。

(個人情報)

第9条 事業団は、会員の個人情報を事業団個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)に従い取り扱う。

(その他)

第10条 その他、友の会の運営について必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から適用する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。